別記第１号様式

日常生活支援住居施設認定申請書

　　年　　月　　日

函館市長 様

〔申請者〕

所在地

法人名

代表者

　生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定を受けたいので，「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和２年厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。）第２条の規定により，関係書類を添えて次のとおり申請します。

また，委託事務費に係る支援体制加算及び宿直体制加算の対象となり得る場合には認定を受けたいので，併せて申請します。

１．施設の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 施設の名称 |  |
| 基礎となる施設の種類と名称 | 種類：社会福祉法第２条第３項第８号の事業に供する施設（無料低額宿泊所）名称：（　　年　 月　 日開始届出） |
| 施設の所在地・連絡先 | 当該無料低額宿泊所における届出の内容と同一。 |

２．申請者の名称及び主たる事務所の所在地 並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 当該無料低額宿泊所における届出の内容と同一。 |
| 代表者 | 職名・氏名 |  | 生年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 住　所 | 〒　　-ビルの名称等 |

３．事業（日常生活支援の受託）の開始予定年月日

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日 |

４．申請者の登記事項証明書

|  |
| --- |
| （ 該当する方に☑ ）□ 添付１のとおり。□ 要件省令第２条第２項の規定により省略。 |

５． 建物その他の設備の規模及び構造

|  |
| --- |
| 要件省令第２条第２項の規定により省略。 |

６．事業の入所定員数

|  |
| --- |
| 　　　　世帯　　　　人【世帯人数別居室の内訳】単身世帯用（　　　室）　２人世帯用（　　室）３人世帯用（　　　室）　４人以上世帯用（　　室） |

７. 日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 運営の方針 |  |
| 処遇に関すること | 添付２のとおり。 |
| 運営規程等 | ・当該無料低額宿泊所に係る規程のほか要件省令を遵守した運営を行う。・（該当する場合のみ☑ ）□ 認定時に規程を添付３のとおり変更する。 |

８．施設の管理者及び生活支援提供責任者の氏名及び経歴

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の管理者 | 職名　　　　　　　　　（経歴は添付４のとおり） |
| 生活支援提供責任者 | （経歴は添付４のとおり） |
| 生活支援提供責任者 | （経歴は添付４のとおり） |

９. 従業者の勤務体制及び勤務形態

|  |
| --- |
| 添付５のとおり。 |

10. その他認定に必要な事項

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の利用状況 | （既に無料低額宿泊所の事業を行っている場合のみ）添付６のとおり。 |
|  |  |

＊ ４．の「要件省令第２条第２項の規定により省略」は，無料低額宿泊所としての事業開始届出時等に添付した内容から変更がない場合に限る。

＊ 日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算及び宿直体制加算の認定は，別記第２号様式，別記第２号様式添付１および別記第２号様式添付２等によって行うので正確に記載すること。

＊ 申請書様式に記載した内容に関して，無料低額宿泊所の事業開始時等に届け出ていた事項の変更が必要となる場合には，日常生活支援住居施設の認定後速やかに，別途，社会福祉法第（昭和26年法律第45号）68条の３の規定による変更届を行う必要があるので注意すること。

**【添付書類】**

〇　添付１　 　法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）

〇　添付２　　 日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇に関する項目【指定様式】

〇　添付３-１　運営規程

〇　添付３-２　金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）

〇　添付４ 経歴申告書【指定様式】

〇　添付５　　 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表【指定様式】

〇　添付６　　 在所者一覧表【指定様式】

**【その他，必要に応じて添付が必要となる書類】**

〇　資格証，研修修了証，実務経験証明書，申立書

認定申請に係る誓約書

　今般，日常生活支援住居施設の認定申請を行うに際し，生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第１項ただし書きの厚生労働省令で定められている次の要件の全てに該当することを誓約します。

記

１．都道府県，市町村又は法人が経営しているものであること。

２．社会福祉法（昭和26年法律第45条）第68条の２第１項に規定される社会福祉住居施設（同法第２条第３項第８号に規定される事業を行う施設に限る）であって，当該施設を経営する者が同法第72条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。

３．日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和２年３月27日厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。）第三章及び第四章に定められる人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営することができる施設であること。

４．日常生活支援住居施設を経営する者が，要件省令第６条第１項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第72条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから５年を経過していない者でないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

函館市長　様

施設の所在地

施設の名称

申請法人の名称

施設の経営者の役職名

施設の経営者の氏名